# 研究倫理審査要領

学会員が所属する機関に研究倫理審査委員会がない場合、あるいは看護研究を扱っていない場合で学会員が主たる研究者である研究に限って審査対象とする。

申請者は以下の書類を作成

□①倫理審査申請書（様式1）
□②研究計画書（様式2）　＊質問紙、インタビューガイドなどがあれば添付すること
□③研究施設長への依頼状（　ホームページの書式1を参照）
□④看護管理者への依頼状（　ホームページの書式1を参照）
□⑤対象者への研究協力依頼書（　ホームページの書式2を参照　　）
□⑥対象者の研究協力についての同意書（　　ホームページの書式3を参照　）
＊書式は一例であり、申請者が対象者にとってより良いと考える書式があれば、変更しても構いません。

↓

上記①～⑥（共同研究契約書・受託研究契約書等があればその写しも含む）の原本1部、コピー7 部を
日本循環器看護学会事務局に簡易書留で郵送する
提出先：　〒112-0012　東京都文京区大塚 5-3-13-4
（一社）学会支援機構内
日本循環器看護学会事務局　jacn@asas-mail.jp
申請受付：随時

↓

**簡易審査**
（研究協力における対象者への直接的リスクが極めて軽微で、対象者の自由意思および匿名性が確保されていることが明らかな研究計画の場合のみ）

**通常審査**
通常、倫理審査委員は「メール審査」により審査を行う。「メール審査」で 2/3 以上の委員の合意が得られない場合には「委員を招集しての審査」となる。

↓

簡易審査は申請受付日から 2 週間以内、通常審査は申請受付日から 2 ヶ月以内に様式3の資料により、審査結果を理事長に報告する。その際、様式4も必要事項を記載して提出する。

↓

理事長は様式4に公印を押印し、様式 3 とともに申請者に結果を通知する

↓

- **承認** → 研究開始
- **非該当** → 審査結果に異議がある場合は、受け取り通知日から 2 週間以内に、異議申し立てを理事長に行う
- **不承認** → 審査結果に異議がある場合は、受け取り通知日から 2 週間以内に、異議申し立てを理事長に行う
- **変更の勧告（要再申請）** → 申請者は、様式3のコメントに基づき、研究内容を再検討し、様式1，2その他必要書類とともに再申請を行う。
その際、対照表などで修正・変更点を明示する。再申請は通知から 3 ヵ月以内とする。
- **条件付き承認** → 申請者は、様式3のコメントに基づき、指摘事項を修正し、様式1，2その他必要書類とともに理事長に書類を提出する。
その際、対照表などで修正・変更点を明示する。再申請は通知から 3 ヵ月以内とする。
→ 同手順で行う